北栄町飼い主のいない猫の避妊・去勢手術費補助金交付要綱

(平成28年3月22日 告示第36号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、北栄町補助金等交付規則(平成17年北栄町規則第43号。 以下「規則」という。)第29条の規定に基づき、北栄町飼い主のいない猫の 避妊・去勢手術費補助金(以下「補助金」という。)の交付について、規則に 定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 飼い主 動物の所有者又は占有者(動物の飼育又は保管をする者)をいう。
 - (2) 飼い主のいない猫 動物の所有者又は占有者(動物の飼育又は保管をする者)のいない猫をいう。
 - (3) 避妊・去勢手術(以下「手術」という。) 雄猫の精巣の摘出手術、雌猫の卵巣の摘出又は卵巣及び子宮の摘出施術をいう。
 - (4) 耳先カット 獣医師による片方の耳の先端を切り取る処置をいう。 (目的)
- 第3条 この補助金は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)の趣旨に則り、飼い主のいない猫の手術に要した費用を補助することにより、猫の不必要な繁殖及び飼い主のいない猫の増加を抑え、地域の生活環境の保全を図るとともに、やむを得ず殺処分される猫を減らすことを目的として交付する。

(補助対象者)

- 第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当 するものとする。
 - (1) 町内に住所を有する個人及び町内で活動する団体(事務所が町内又は

事務所を持たない団体にあっては代表者住所が町内であるもの)

(2) 獣医師法(昭和24年法律第186号)第3条に規定する免許を有する者(以下「獣医師」という。)が所属する県内の動物病院で、町内に生息する飼い主のいない猫の手術を実施した者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、猫1匹につき手術に要する経費で1万円を限度とする。

(交付の申請等)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、北栄 町飼い主のいない猫の避妊・去勢手術費補助金申請書兼請求書(様式第1 号。以下「申請書兼請求書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、町長 に提出するものとする。
 - (1) 手術に関わる動物病院の領収書
 - (2) 耳先カットが確認できる写真
 - (3) その他町長が必要と認める書類
- 2 規則第20条の実績報告及び規則第23条の請求は、様式第1号の提出をもってこれに代える。
- 3 補助金の申請等の受付は、手術を実施した日の属する年度の末日までと し、補助金の交付予定額が予算の範囲を超えると認められるときは、申請等 の受付を停止する。

(交付決定等)

第7条 町長は、前条第1項の規定による補助金の交付申請等を受けたとき は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否及び金額を決定し、北 栄町猫避妊・去勢手術費補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する ものとする。

(補助金の返環)

第8条 町長は、申請者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた

とき、又はこの要綱に定める目的に反して補助金の給付を受けたと認められるときは、その者から助成金の全部又は一部を返還させることができる。 (免責)

第9条 町は、補助事業に関連して交付決定を受けた者が被った損害及び第三者に対して与えた損害については、その責めを負わないものとする。

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

(施行期日)

附則

(その他)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日の前日までにした手術に係る補助金については、なお従 前の例による。

附 則(平成29年2月13日告示第14号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日の前日までにした手術に係る補助金については、なお従 前の例による。

附 則(平成30年4月1日告示第35号) この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

【様式略】